

平成28年度における国民健康保険制度の主な改正（案）について

低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の拡大が予定されている。

1 改正（案）の概要

低所得者に対する保険料の軽減措置の対象を拡大するため、保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをするもの。

(1) 5割軽減の対象世帯拡大

(現行) 基準所得金額 33万円 + 26万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基準所得金額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数

(2) 2割軽減の対象世帯拡大

(現行) 基準所得金額 33万円 + 47万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基準所得金額 33万円 + 48万円 × 被保険者数

【例】給与収入3人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約184万円 → (改正後) 約186万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約274万円 → (改正後) 約278万円

【例】給与収入4人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約222万円 → (改正後) 約224万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約342万円 → (改正後) 約347万円

【例】年金収入2人世帯 (65歳以上)

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約205万円 → (改正後) 約206万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約247万円 → (改正後) 約249万円

2 施行日

平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の保険料から適用する。